薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器の一部を改正する件 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)○薬事法施行規則第九十三条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する設置管理医療機器(平成十六年厚生労働省告示第三百三十五号)

改 正 紫	斯
別表	別表
1~240 (略)	1~240 (略)
<u>241</u> <u>心臓マッピングシステムワークステーション</u>	(新設)